

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程及び一般職の  
任期付職員の採用等に関する規程の一部を改正する規程の  
あらまし

- 1 人事院の勧告を踏まえ、期末手当を年間0.05月分引き下げます。
- 2 この規程は、公布の日及び令和3年4月1日から施行します。